

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年8月20日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

1 監査対象部局 監査委員事務局

2 監査対象年度 平成24年度

3 監査の概要

監査対象機関

監査年月日

監査委員事務局

平成25年6月12日

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。